

## 理由

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関税法施行令において、開港に入港しようとする外国貿易船の入港時の積荷について当該外国貿易船の運航者等及び当該積荷の荷送人が報告しなければならない事項を定めるとともに、税関職員が輸出入者等から提出された物件を留め置く場合に関する規定の整備を行うほか、関税定率法施行令等において、再輸入免税及び再輸出免税に係る手続を簡素化するための規定の整備等を行う必要があるからである。